

第1章 特定非営利活動促進法（NPO法）のあらまし

1 特定非営利活動促進法について

この法律は、福祉、環境、国際協力、まちづくりなどのボランティア活動をはじめとした社会貢献活動を行う民間の非営利団体が、法人格を取得する道を開くとともに、法人格を取得した特定非営利活動法人のうち運営組織や事業活動が適正で公益の増進に資する法人の認定に係る制度を設けること等により、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

また、特定非営利活動法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている点がこの法律の大きな特徴です。法人の信用は、法人としての活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくことになります。

「NPO」ってなんですか？

「NPO」とは、英語の Non-Profit-Organization の略で、広義のNPO、狭義のNPOというように複数の使われ方がありますが、一般的には、ボランティア団体や市民活動団体といった「民間非営利組織・団体」のことを広く指します。つまり、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命（ミッション）の実現を目指して活動する組織や団体」のことです。

「NPO」と「ボランティア」は、どこが違うの？

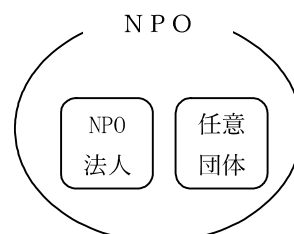
どちらも「自主的、自発的にさまざまな社会貢献活動を行う」という点では同じですが、「ボランティア＝個人」、「NPO＝組織、団体」といったイメージです。つまり、ボランティアは、個人が個人の責任の範囲で活動を行うのに対し、NPOは、目的達成のために運営のルールを持ち、組織的、継続的に活動を行うといった違いがあります。

「NPO」と「NPO法人」の違いは？

「NPO」とは、前述のとおり、ボランティア団体や市民活動団体といった「民間非営利組織・団体」のことを広く指します。

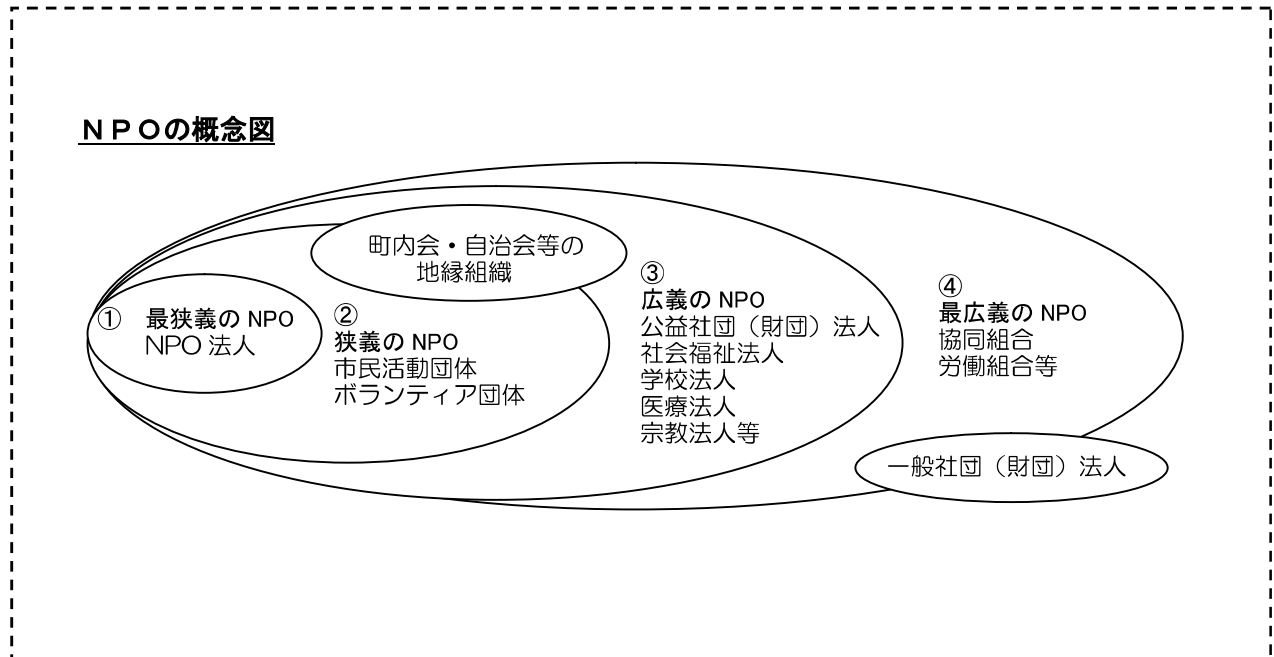
そして、このような組織・団体のうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づく認証を得て、法務局で登記を行うことで法人格を取得したものを「特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）」といいます。

NPO法人格を取得していないもの（任意団体など）が、「NPO」と名乗ることは一概に違法とはいえませんが、「特定非営利活動法人（NPO法人）」と名乗ったり、これと誤認されるような名称を用いたりすることはできません。



【NPOの概念】

NPOとは非営利組織全体を指す言葉です。そのため、人によっては、その意味するところが違う場合も多くあります。図は、その概念を図式化したものです。



① 最狭義の NPO（特定非営利活動法人（通称：NPO 法人））

NPO 法に基づく法人格を取得した団体を指します。

② 狭義の NPO（市民活動団体・ボランティア団体）

最も一般的な NPO の使い方といえます。①のNPO法人を加えて、法人格を取得していない任意のボランティア団体や市民活動団体を含めます。

③ 広義の NPO（公益社団（財団）法人・社会福祉法人等）

公益社団（財団）法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人等の公益法人に、①のNPO法人と②のボランティア団体や市民活動団体を含めたすべての公益団体を指します。

④ 最広義の NPO（協同組合・労働組合等）

最も広い概念です。営利団体以外のすべての団体を指します。①②③に加えて、生活協同組合や農業協同組合等、会員のための利益を目的として活動する共益組織も含めます。

2 法人格取得後のメリットと義務

NPO法人の設立にあたっては、なぜ法人化するのか、設立時のメンバーでよく考える必要があります。また、団体の目的や活動内容に合わせて、他の法人格と比較し、NPO法人格が適しているか検討することが大切です。

法人格を取得すると、契約主体を個人から団体に切り替えることができ、情報公開することによって、市民からの信頼を得やすくなります。しかし、一方で報告書の作成や登記手続き、各種届出など、様々な責任と義務も生じます。

法人格取得のメリット

① 社会的信用が増します。

権利・義務の主体となることによって、社会的な信頼を得ることができます。また、会計書類や事業報告書類などを整備し情報公開することにより、信頼性が高まります。

② 代表者や役員、構成メンバーが変わっても組織は存続します。

任意団体の場合、代表者が事故等によって業務が執行できなくなると、それまでの取引や資産等は継承しがたく、事業の継続は困難になります。しかし、法人格を取得すると、取引は対法人となるため、理事や職員等が入れ替わっても、法人を解散しない限り、事業を継続しやすくなります。

③ 法人名で不動産登記ができます。

任意団体の場合、代表者個人の名義で登記するため、団体と個人の資産の区分が困難です。しかし、法人格を取ると、法人名で登記することができるため、代表者が代わった場合でも、団体の運営に支障をきたすことはありません。

④ 法人名で銀行口座を開設できます。

団体の経理が明確になります。

⑤ 法人名で契約を結ぶことができます。

任意団体の場合、団体名で契約できないため、契約を締結する個人が責任を負うことになる恐れがありますが、法人格を取得するとそのようなことを避けることができます。

⑥ 資金調達の手段が増えます。

法人格を取得すると、信頼性が高まるため、会費や寄附金、助成金、融資など、様々な資金調達の可能性が広がります。なお、NPO法人になったことで、福岡市から補助金などが自動的に交付されることはありません。詳しくは、[Q & A 4] (83 ページ) をご覧ください。

⑦ 定款認証や設立登記の費用が無料で立ち上げることができます。

定款の認証や設立登記にかかる登録免許税は非課税の扱いとなり、設立に関する法定費用がかかりません。

⑧ 理念や活動内容に共感する人材が集まりやすくなります。

理念や活動内容が明確となり、同様の想いをを持った人材がボランティアや職員等として関わってもらいやすくなります。

法人格を取得すると生じる義務

① 様々な事務管理が発生します。

税務関連の書類、事業報告書、登記書類、所轄庁（福岡市）への各種届出等、作成しなければならない書類が様々必要になります。毎年1回社員総会を開催し、社員※に対し活動報告等を行わなければなりません。また、会計は、「会計の原則」に従って行います。

② NPO法、法人税法や労働基準法など法律に沿った運営が必要になります。

NPO法のほか、法人としての納税、源泉徴収、職員等の雇用による労働関係の基準、労働保険・社会保険の制度ほか関連する法律や規定を守らなければなりません。

③ 収益事業に法人税が課税されます。

法人税法上の公益法人等として扱われるため、収益事業を実施した場合に課税されます。なお、法人住民税の均等割は所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

④ 情報開示の義務が生じます。

定款や事業報告書等を情報公開することによって、NPO法人の活動を社員等関係者のみならず広く市民に知ってもらい、それを通じて、監督され、支えられることとなっています。そのため、事務所に定款や事業報告書等を備え置かなければなりません。また、所轄庁（福岡市）は提出された事業報告書等を市民に閲覧（公開）します。

⑤ 活動内容に制約があります。

NPO法人は公益活動を行うことを前提としており、その活動分野が限定されています。

⑥ 社員（正会員）の入会あるいは退会に関して、不当な条件をつけてはいけません。

NPO法人は社員が集まってできた社団です。民主的な組織運営を担保するため、社員資格の取得と喪失に不当な制限をつけてはいけないことが法律上定められています。

⑦ 法律上、様々な罰則規定があります。

NPO法では、所轄庁（福岡市）による監督制度が規定されています。NPO法や法人の定款に従った運営がなされているか、他の法令に違反していないかなどについて、所轄庁（福岡市）によって監督されることになっています。規定を守っていない場合、所轄庁（福岡市）はその法人から報告を求めたり、立ち入り検査や改善命令、認証の取り消しを行ったりする場合があります。また、改善命令に違反したり、各種手続き等を怠った場合には、罰則規定によって、罰金や過料が課せられる場合があります。

⑧ 解散する際は費用が発生し、残余財産の帰属先も限定されています。

NPO法人が解散する場合、必ず官報に公告を掲載しなければなりません。官報とは国が発行する機関誌のことで、公告を掲載する際には費用がかかります。解散時の公告の場合、約3万円程度がかかります。

また、解散の際に残余財産がある場合は、NPO法で定める者にしか譲渡できません。役員や社員といった個人、任意団体などに譲渡することはできません。

※社員とは、法律上の用語で総会の議決権を持つ社団（人の集まり）の構成員のことです。

他の法人格との比較

法人名	特定非営利活動法人（NPO法人）	認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)	一般社団法人	
			非営利型	その他
根拠法	特定非営利活動促進法（NPO法）		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	
性格	非営利		非営利	
目的事業	特定非営利活動（NPO法別表の 20 分野）を主目的		目的や事業に制約はなく、公益事業、収益事業、共益事業など可	
設立方法	所轄庁（福岡市）の認証後に登記して設立	NPO法人のうち要件を満たしていれば所轄庁（福岡市）が認定	公証人役場で定款(非営利性が徹底した定款)認証後に登記して設立（準則主義）	公証人役場で定款認証後に登記して設立（準則主義）
設立要件	社員 10 人以上（常時）		社員 2 人以上	
議決権	1 社員 1 票		1 社員 1 票	
最高議決機関	社員総会		社員総会	評議員会
役員	理事 3 人以上 監事 1 人以上		理事 3 人以上、監事不設置も可。大規模は会計監査人が必要	理事 1 人以上、監事不設置も可。大規模は会計監査人が必要
代表権	理事		理事	
剰余金の扱い	剰余金の分配はできない		剰余金の分配はできない	
税制等	収益事業課税	収益事業課税 寄附金の税額控除などが適用	収益事業課税	全所得課税
法定設立費用	無料		約 12 万円	
報告等	事業報告書、役員変更、定款変更等		不要	

法人名	一般財団法人		株式会社	合同会社 (LLC)	任意団体 (法人格なし)
	非営利型	その他			
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		会社法	会社法	なし
性格	非営利		営利	営利	営利/非営利
目的事業	目的や事業に制約はなく、公益事業、収益事業、共益事業など可		定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	任意
設立方法	公証人役場で定款（非営利性が徹底した定款）認証後に登記して設立（準則主義）	公証人役場で定款認証後に登記して設立（準則主義）	公証人役場で定款認証後に登記して設立（準則主義）	登記して設立（定款認証不要・準則主義）	任意
設立要件	拠出財産 300 万円以上		資本の提供	1 人以上	任意
議決権	1 評議員 1 票		出資比率による	定款で自由決定	任意
最高議決機関	評議員会		株主総会	定款で自由決定	任意
役員	理事 3 人以上 監事 1 人以上 評議員 3 人以上		取締役 1 人以上（監査役設置は任意）	自由に決定（選任しなくても設立可能）	任意
代表権	理事		取締役	社員	任意
剰余金の扱い	剰余金の分配はできない		剰余金の配当	定款で自由に決定できる	任意
税制等	収益事業課税	全所得課税	全所得課税	全所得課税	収益事業課税
法定設立費用	約 12 万円		24 万円以上	6 万円	無料
報告等	不要		不要	不要	不要

NPO法人は認証主義

他の法人格付与法よりも、法人要件の透明性・明確性を確保することで、所轄庁の裁量を原則的に排除するよう配慮されています。

弱 ↓ 行政の関与 ↓ 強	準則	法務局への登記のみで設立できる。 (例) 株式会社、一般社団法人
	<u>認証</u>	申請が法律の定める要件を充足していることを行政が「確認」 行政による実態審査ではなく書類審査 (例) NPO 法人、宗教法人
	認可	法律に定める要件に適合していれば、設立は認められるが、 要件のハードルが高く定められている
	許可	法の定める要件を満たしていても、 設立を許可するかどうかは行政の自由裁量による
	特許	法人設立に特別な法律の制定を必要とする方式 (例) 日本銀行、特殊法人、独立行政法人

NPO法人の認証を受けたということは、市から「お墨付き」を与えられたと考えていいの？

認証を受けたからといって、その団体がすばらしい活動を行っている団体であると市から「お墨付き」を与えられたわけではありません。法人としての信用は、積極的な情報公開によって法人自身で作り上げていくものになります。

詳しくは、[Q&A 5] (84 ページ) をご覧ください。

【 コラム 】 公益法人制度と NPO 法人制度の比較について

1 制度概要

(1) 公益法人制度

従来の民法による公益法人制度では、法人設立の主務官庁制・許可制の下で、法人の設立と公益性の判断が一体となっていました。しかし、「民による公益の増進」を目的として、主務官庁制・許可主義を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離する公益法人制度改革関連三法が平成 20 年 12 月に施行されました。公益法人制度には社団と財団の法人類型があります。

①一般社団法人・一般財団法人

制度改革により創設された一般社団・財団法人は、余剰金の分配を目的としない社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得できる一般的な法人制度です。法人の自律的なガバナンスを前提に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において、法人の組織や運営に関する事項が定められています。

②公益社団法人・公益財団法人

一般社団・財団法人のうち、民間有識者からなる第三者委員会による公益性の審査（公益目的事業を行うことを主たる目的とすること等）を経て、行政庁（内閣府又は都道府県）から公益認定を受けることで、公益社団・財団法人として税制上の優遇措置を受けることができます。

(2) NPO 法人制度

特定非営利活動を行う社団類型の団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、特定非営利活動促進法が平成 10 年 12 月に施行されました。また、平成 13 年 10 月には、税制上の優遇措置が付与される認定特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）制度が創設されました。

①特定非営利活動法人（NPO 法人）

NPO 法人を設立するためには、特定非営利活動を行うことが主目的であること等について所轄庁（都道府県又は政令指定都市）の認証を受けることが必要です。申請書類の一部は、受理した日から 2 週間縦覧に供されるとともにインターネットの利用により公表され、市民の目からも点検されます。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。

②認定特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）

NPO 法人のうち、広く市民から支援を受けていること等の一定の要件について、所轄庁（都道府県又は政令指定都市）から認定を受けることで、認定 NPO 法人として税制上の優遇措置を受けることができます。

3 法人の設立要件

(1) 活動目的に関する要件

① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。〔法第2条第2項〕

→「特定非営利活動」とは、法に定める20の活動分野に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益（社会全体の利益＝公益）の増進に寄与することを目的とするものをいいます。

→「主たる目的」としているかどうかは、団体の活動全体について活動の質・量の両面から判断されることになります。

<20の活動分野>

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ※20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

※ 20は追加する活動分野が「1～19に準ずる活動」と規定されており、活動分野を広げるわけではありません。そのため、福岡市では現在、条例で定める活動はありません。

不特定かつ多数のものの利益とは、どういうことなの？

個人の利益（私益）やグループの利益（共益）ではなく、「社会全体の利益（公益）」を指します。

詳しくは、〔Q&A 6〕（84ページ）をご覧ください。

「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の違いは？

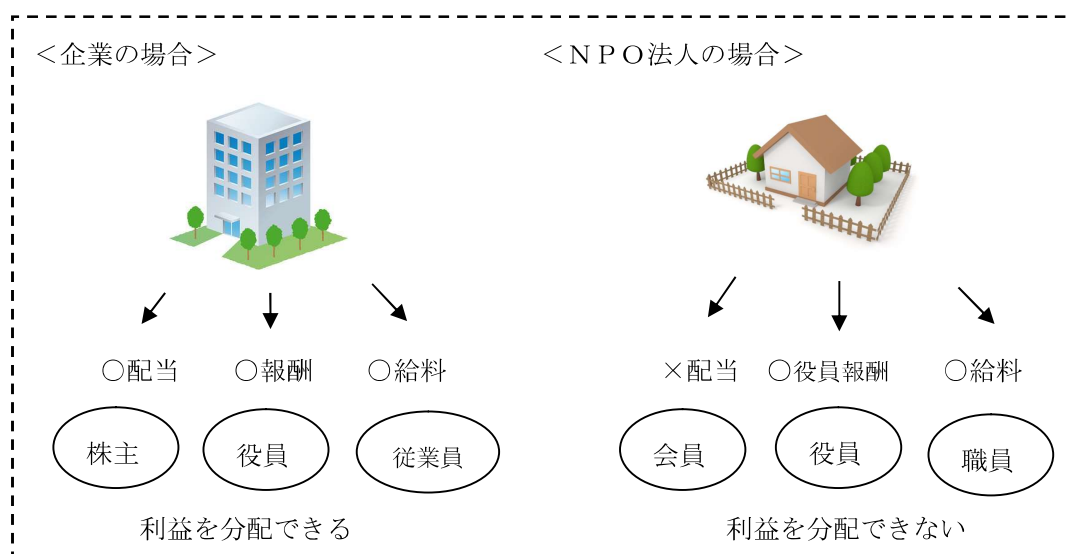
有償の事業かどうかで判断するのではなく、20の活動分野に該当し社会の利益を目的としているかどうかによって判断することになります。

詳しくは、[Q&A 7] (84 ページ) をご覧ください。

② 営利を目的としないこと。（利益を分配しないこと） [法第2条第2項第1号]

→収益を目的とするような事業を行ってはいけないということではなく、構成員に対して、剰余金（利益）を分配したり、財産を還元したりせず、本来の目的の活動や事業に充てなければならないという意味です。

なお、法人の職員などに対して労働の正当な対価として賃金等を支払うことは、一般に利益の分配にはあたらないとされますが、あまりにも高額な場合は利益を分配していると判断されることがあります。



NPO法人は、有料（有償）の事業を行ったらいけないの？

「営利を目的としない」とは、構成員に利益を分配しないということであり、有料（有償）の事業を行ってはならないという意味ではありません。

詳しくは、[Q&A 8] (85 ページ) をご覧ください。

③ その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。 [法第2条第2項第2号]

ア 宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること）を主たる目的とするものでないこと。

イ 政治活動（政治上の主義の推進、支持、反対）を主たる目的とするものでないこと。

ウ 選挙活動（特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党の推薦、支持、反対）を目的とするものでないこと。

→法人の役員が個人として特定の候補者や政党を推薦等することまで制限されているわけではありません。

(2) 組織等に関する要件

A. 社員について

① 10人以上の社員を有するものであること。〔法第12条第1項第4号〕

→社員とは、法人の構成員のことで、総会において議決権を有する者を指します。
→社員は、個人か団体かを問わず、日本人でも外国人でもなることができます。

「社員」とは、従業員（職員）のことなの？

NPO法でいう「社員」とは、職員として実務に従事しているかどうかにかかわらず、総会において議決権を行使するメンバーのことを指します。

詳しくは、〔Q&A 9〕(85 ページ)をご覧ください。

② 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。〔法第2条第2項第1号イ〕

→団体の民主的な運営の観点から、理事の恣意による独善的な団体支配を招くことがないようにするとともに、社員の「加入脱退の自由」を保障するための要件です。一切の条件をつけることを禁止したものではなく、あくまで「不当な条件」の付加を禁止したものでありますが、条件を付す場合は、活動目的に照らして合理的な条件でなければなりません。

B. 役員について

① 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。〔法第15条〕

→役員は、理事及び監事を指します。

○理 事…法人の業務について法人を代表し、理事の行為は対外的にはその法人の行為と見なされます。ただし、定款をもってその代表権を制限することができます。代表権を制限した場合は、代表権を有する理事のみ登記します。
また、定款に特別の定めがなければ、法人の業務は、理事の過半数で決定し、対内的にも業務執行責任を負うことになります。

○監 事…理事の業務執行状況や法人の財産の状況を監査し、必要に応じて総会や所轄庁への報告や、そのための総会の招集権を有します。

② 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。〔法第2条第2項第1号ロ〕

→報酬とは、役員としての活動に対して支払われる報酬を指し、（理事・監事を合わせた）役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。

例：役員総数が4名 → 1名まで

役員総数が6名 → 2名まで

役員への人件費の支払いは、どのような科目で計上するの？また、NPO 法による報酬を受けた役員の報告とは、どのような関係になっているの？

詳しくは、[Q & A11] (86 ページ) をご覧ください。

役員報酬

役員としての職務に対する対価

≠

従業員としての給料

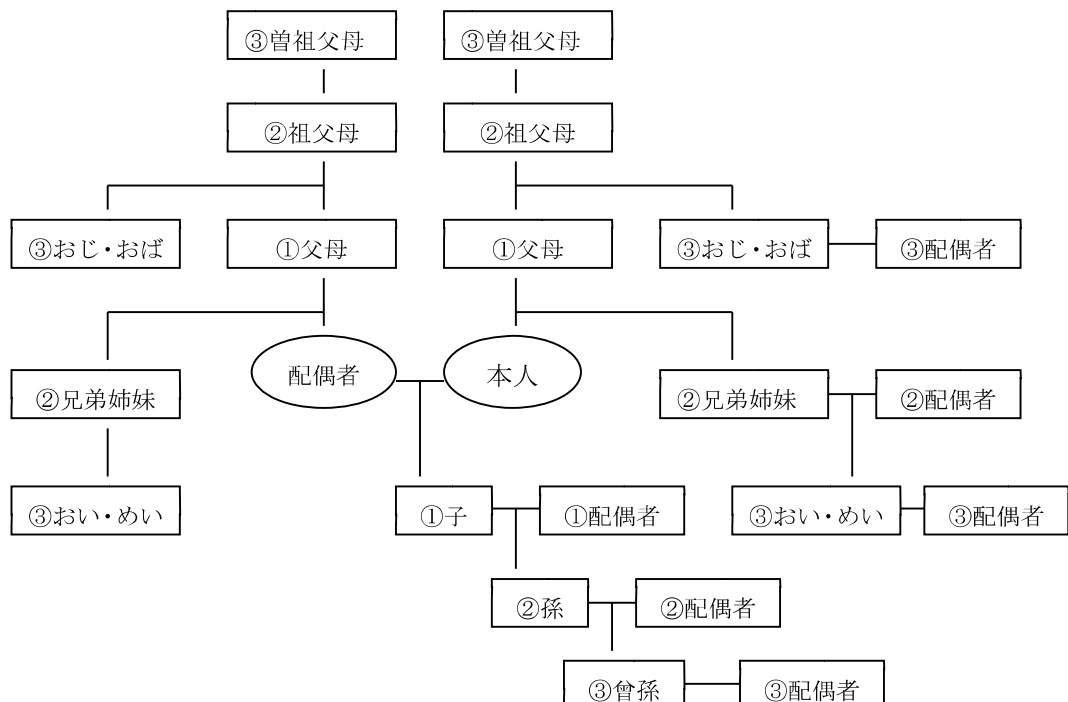
従業員として働いたことに対する対価

- ③ 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれないこと。[法第21条]

→具体的には、理事・監事合わせて6人以上いる場合に限り、自分以外に配偶者又は3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができます。（5人以下の場合は、自分以外に配偶者又は3親等以内の親族を加えることはできません。）

また、理事・監事合わせて9人以上いたとしても、自分以外に配偶者又は3親等以内の親族を加えることができるのは、あくまで1人までです。

<三親等以内の親族図> *丸数字…「本人」からみた親等。



④ 役員が下記の欠格事由に該当しないこと。〔法第 20 条〕

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ウ 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第 204 条（傷害）、第 206 条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）、第 247 条（背任）の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- エ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- オ 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から 2 年を経過しない者
- カ 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（法規第 2 条の 2）

C. その他

- ① 暴力団でないこと、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。〔法第 12 条第 1 項第 3 号〕

<特定非営利活動法人の組織・構成員>

- ◎理 事…法人の代表機関であるとともに、業務を執行する機関のこと。
- ◎監 事…法人の財産状況および理事の業務執行状況を監査する機関のこと。
- ◎社 員…法人の構成員、つまり（社員総会で）議決権を有するメンバーのこと。
- ◎職 員…一般には、法人に雇われている被雇用者（従業員）のこと。
- ◎総 会…法人の業務は、定款によって理事その他の役員に委任したものを除くほか全てについて、総会の決議によって行うこととされ、理事会等に委任しない事項は全て総会の議決事項となる。
- ◎理事会…理事が集まり意思決定を行う機関。法上は必ずしも置く必要はないが、理事が話し合って合理的かつ効率的な意思決定を行うことは、適正な運営を行う上で重要であるため、通常、理事会が設けられている。

構成員について

① 役員（理事 3 人以上、監事 1 人以上）



理事…法人の代表機関。業務を執行する機関

監事…法人の財産状況、理事の業務執行状況を監査する機関

社員…法人の構成員、社員総会で議決権を有するメンバー

職員…一般には、法人に雇われている被雇用者（従業員）

② 社員（10人以上）

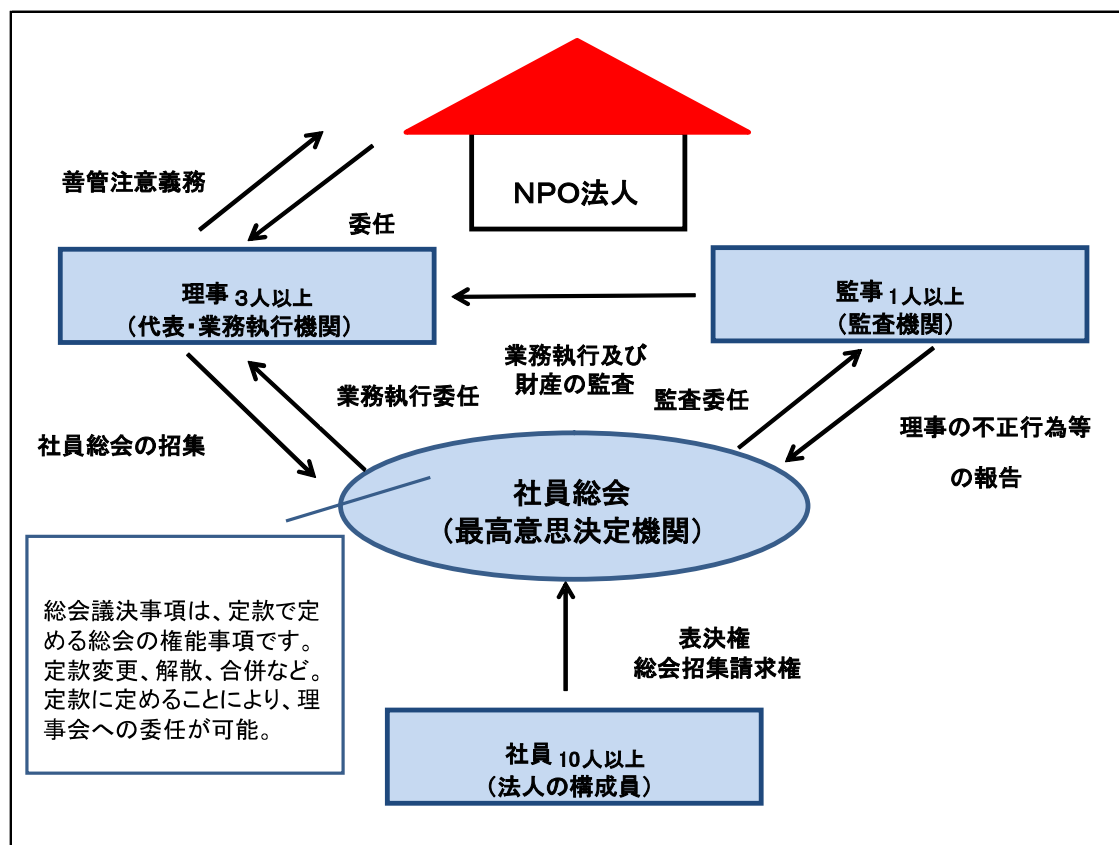


③ 職員（特に決まりはない）

構成員の兼職について

	理事	監事	社員	職員
理事 (3人以上)		×	○	○
監事 (1人以上)	×		○	×
社員 (10人以上)	○	○		○
職員 (条件なし)	○	×	○	

(○…兼職できる、×…兼職できない)



4 法人の運営について

(1) 活動の原則	① 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行ってはなりません。 ② 特定の政党のために利用してはなりません。
(2) 総会の開催	法人は、毎年少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません。
(3) 会計の原則	法人は、次の原則に従って会計処理を行わなければなりません。 ① 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。 * 正規の簿記の原則とは一般的に次の3つの要件を満たすことが必要です。 (ア) 法人の経済活動のすべてが網羅的に記録されていること（網羅性） (イ) 会計記録が客観的な証拠資料に基づいていること（立証性） (ウ) すべての会計記録が継続的・組織的に行われていること（秩序性） ② 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。（真実性・明瞭性の原則） ③ 採用する会計処理の基準及び手続きは毎年継続して適用し、みだりに変更しないこと。（継続性の原則）
(4) 情報公開	法人は、毎事業年度の事業報告書や活動計算書、貸借対照表、財産目録などの書類を作成し、役員名簿、定款等の書類とともに約5年間^{*1}事務所に備え置き、社員その他の利害関係人に閲覧させなければなりません。 また、これらの書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に提出し

	なければならず、所轄庁は過去5年間に提出された事業報告書等（役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの。）を閲覧・謄写させなければならないとされています。 加えて、法人は、定款で定める方法により貸借対照表の公告をしなければなりません。（選択した公告方法によって掲載費用が異なります。） <table border="1"> <tr> <td>※1 備え置き期間</td><td>作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで</td></tr> </table>	※1 備え置き期間	作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで
※1 備え置き期間	作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで		
(5) 所轄庁への申請・届出	法人は、設立時の認証申請や登記完了届出のほか、次のような場合には、所轄庁に対して、申請又は届出をすることが必要です。 ①役員の変更…役員の住所、氏名の変更や新任、再任、任期満了、辞任などがあつた場合。 ②定款の変更…法人の名称、事務所の所在地など、定款の記載事項を変更する場合 ③法人の解散…法人を解散した場合、残余財産の帰属先を決定する場合、清算中に清算人が就任した場合、清算が終了した場合 ④法人の合併…他の特定非営利活動法人と合併する場合 *なお、登記事項に変更が生じる場合は、別途法務局への手続きも必要となります。詳細については、管轄の法務局へお問い合わせください。		
(6) 所轄庁による監督等	所轄庁は、法令や定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときには、法人に対して、報告を求めたり、立ち入り検査を実施したりできるほか、場合によっては、改善措置を求めたり、設立の認証を取り消すことができます。 また、特定非営利活動促進法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。		
(7) 解散・清算	NPO法人を解散した場合は、一般に、法務局への登記申請や所轄庁への届出が必要となります。その後、清算人（原則として理事が就任）が官報による公告を行うとともに、債権の取り立てや債務の弁済などを行い、清算が終了した後に再度法務局への登記申請や所轄庁への届出を行うことになります。 なお、官報による解散の公告は、掲載費用として約3万円程度かかります。（*一般的な金額であり、行数によって変動します。） また、解散時の残余財産については、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、NPO法で定める者にしか譲渡できません。役員や社員といった個人及びその他任意団体などに譲渡することはできません。 詳細については、「特定非営利活動法人の手引き」管理・運営編をご覧ください。		

5 納税について

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」※ から生じる所得に対して課税されることとなります。それ以外からの所得については非課税です。

地方税（法人住民税の法人税割及び事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。なお、法人住民税の均等割（法人市民税50,000円、法人県民税21,000円（うち森林環境税1,000円））は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。税金の種類は[別表]のとおりです。

※ 法人税法上の収益事業（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）とは①政令で定める事業（34事業）で、②継続して、③事業場を設けて行われるものです。

政令で定める事業	物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業
-----------------	---

なお、特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上の定義に該当すれば、収益事業となります。

[別表]

1 国税

法人税

- ・収益事業を行う場合のみ課税

収益から費用を差し引いて計算した所得に対して税率を乗じて計算します。差し引きが赤字の場合には課税されません。ただし、赤字であっても申告手続きは必要です。

2 地方税

（1）道府県民税、市町村民税

- ・均等割は、地方公共団体内に事務所等を有する法人について課税
- ・法人税割は、収益事業から生じた所得に対して課された法人税（国税）額を基礎に課税

均等割については、一定の場合に減免を受けられることがありますので、事前に管轄の県税事務所並びに福岡市法人税務課にご相談ください。

（2）事業税（道府県税）

- ・事業税は、収益事業から生じた所得に対して課税
- ・事業税の標準税率

（3）森林環境税（県税）

- ・法人県民税均等割を納めている法人について課税

均等割について減免を受けている場合は、課税されません。詳しくは、管轄の県税事務所にご確認ください。

ここにはNPO法人が納めなければならない主な税金を記載しています。したがって、これらのほかにも課税の対象となる税金（例えば、不動産取得税【県税】や固定資産税【市税】など）や場合によって課税の対象となる税金（例えば、消費税【国税】など）があります。詳細については、管轄の税務署、県税事務所、福岡市各区役所課税課などにお問い合わせください。

		法人税法上の	
		収益事業	非収益事業
NPO 法上の	特定非営利活動に係る事業	課税	非課税
	その他の事業	課税	非課税

6 認定NPO法人制度について

（１）概要

認定NPO法人制度とは、NPO法人の活動が市民や企業からの寄附によって一層支援されることを目的として創られた制度です。「NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したもの」が認定NPO法人になることができます。そして、認定NPO法人になると、その法人へ寄附した市民や企業等の寄附者が、税制上優遇されたり、認定NPO法人自身が納める法人税が優遇されたりします。

① 認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものについて一定の基準（パブリックサポートテストを含む。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人のことです。[法第2条第3項、法第44条第1項]

② 特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、設立後間もないNPO法人（設立後5年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリックサポートテストを除く。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人のことです。[法第2条第4項、法第58条第1項]

本制度は平成23年の法改正で導入され、「仮認定NPO法人」という名称を用いていましたが、平成28年の法改正により、「特例認定NPO法人」という名称に改めら

れました。

（２）税の優遇措置

① 認定NPO法人に対して寄附をすると、下記のような税の優遇措置を受けられます。

ア．個人が寄附する場合

所得税（国税）の算定において、個人が認定NPO法人等（特例認定NPO法人を含む。以下同じ。）に対し、その認定NPO法人等が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択できます。また、都道府県又は市区町村が条例で個別指定した認定NPO法人等に寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において寄附金税額控除が適用されます。

イ．個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます。

ウ．法人が寄附する場合

法人税（国税）の算定において、認定NPO法人等に対する寄附金は、一般の寄附金に係る損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられています。

エ．相続人等が相続財産等を寄附する場合※

相続税（国税）の算定において、認定NPO法人に対し寄附した相続財産は、相続税の課税対象から除かれます（特例認定NPO法人は適用されません。）。
※相続税の申告期限までに寄附した場合に限ります。

② 認定NPO法人自身は、「みなし寄附金制度」という税の優遇措置を受けられます。

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちから、その収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用されません。）。

（３）認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります。〔法第 45

条、法第 59 条]

- ① パブリックサポートテスト（P S T）に適合すること（特例認定 N P O 法人は除く。）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が 50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること。

（注）上記の①～⑧の基準を満たしていても（特例認定 N P O 法人は①を除く。）、欠格事由 [法第 47 条] に該当する N P O 法人は、認定（特例認定）を受けることはできません。

（４）欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する N P O 法人は認定等（特例認定を含む。以下同じ。）を受けることができません。 [法第 47 条]

① 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ハ N P O 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 暴力団又はその構成員等

- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分等の執行等がされている法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から 3 年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

（５）認定等の有効期間等

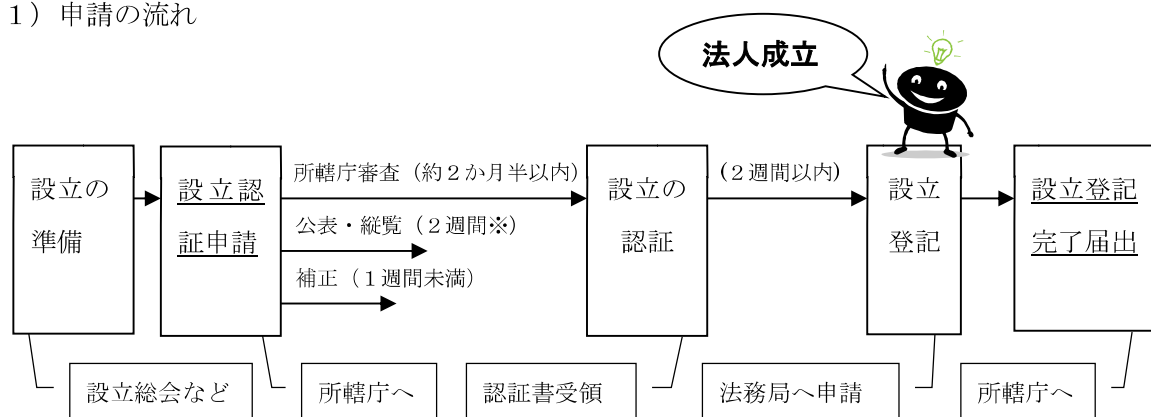
認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年 [法第 51 条第 1 項]

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して 3 年 [法第 60 条]

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）。[法第51条第2項、法第61条第1号]

7 設立認証申請手続きの概要（詳細については、22 ページをご参照ください。）

（1）申請の流れ



※インターネット上での公表は、認証（不認証）の決定までの間行う。

（2）申請の窓口（所轄庁について）

特定非営利活動法人の設立認証申請は、所轄庁に対して行います。所轄庁は法人の事務所所在地により異なり、法人の主たる事務所が所在する都道府県の知事（ただし、その事務所が一つの政令市の区域内のみに所在する法人は、当該政令市の市長）が所轄庁となります。また、複数の都道府県に事務所を設置する法人の所轄庁は、主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。

海外や日本全国で活動している団体であっても、福岡市内のみに事務所を設置するのであれば、福岡市長が所轄庁になり、設立認証申請は、福岡市に行くことになります。

主たる事務所の所在地	その他の事務所の所在地	所轄庁
福岡市	福岡市内のみ	福岡市
	その他の事務所なし	
	福岡市外	福岡県

福岡市が所轄庁になる場合の窓口

福岡市 市民局 コミュニティ推進部 市民公益活動推進課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所7階
電話 092-711-4927 ファックス 092-733-5768 メール koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp

福岡県が所轄庁になる場合の窓口

福岡県 人づくり・県民生活部 社会活動推進課 コラボステーション福岡
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 県庁舎1F
電話 092-643-3939 ファックス 092-643-3848

上記以外が所轄庁になる場合

それぞれの都道府県、政令市のNPO法を所管する部署にお問合せください。